



流山市監査委員告示第9号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年4月24日

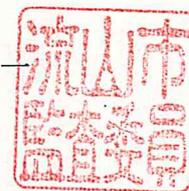
流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第4号様式

流財調第281号
平成30年 3月30日

流山市監査委員 佐々木 健一 様
流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月15日付け、流監第77号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成30年2月15日・流監第77号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
財政部 財政調整課	意見	<p>調定の時期については、規則第30条第1項4号で、「随時の収入で納入の通知を発しないものの原因の発生したとき、又は収入のあったとき」と規定されているものの、複写機使用料や公衆電話使用料については、月1回の調定が多く見られ、事務の効率性から規則の見直しが必要との声が複数の課から聞かれた。事務実態と規則の整合を図ることにより、適法かつ効率的な事務処理について全庁的な検討を要望するものである。</p>	<p>当該指摘事項については、複写機使用料及び公衆電話使用料の調定を事務実態と規則の整合を図るため、月単位での調定を行えるように、平成30年3月30日付けで規則の改正を行い、全庁へ周知を図りました。</p>

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。